最終更新日:2016年1月5日
株式会社トーカイ
代表取締役社長 小野木　孝二
問合せ先:専務取締役　臼井　忠彦　058-263-5111
証券コード:9729
http://www.tokai-corp.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、人と地球の清潔と健康を目指し、企業活動を通じて社会に貢献することを経営理念としております。持続的な成長による企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンスを重要課題と認識し、常に変動する政治環境・経済環境・事業環境に柔軟に対応することを基本方針として、継続的な強化に取り組んでいます。現在は、迅速な意思決定及び業務執行を目的とした執行役員制度の導入に加え、取締役会の監督機能を一層強化させるため、2015年6月からは監査等委員会設置会社に移行いたしました。コーポレート・ガバナンス体制の強化と積極的な情報開示等を通じて、企業としての社会的責任を果たすとともに、企業価値の向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

■原則1－2(株主総会における権利行使)補充原則4
当社は、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳は現在行っておりません。当該環境整備の重要性は認識しており、今後の株主構成や投資家の要望等を総合的に勘案し、引き続き検討を行う予定です。

■原則4－11(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)補充原則3
当社は、現時点においては取締役会の定期的な分析・評価は実施しておりません。今後、取締役会の実効性向上のための課題を洗い出し、必要な対策に取り組んだうえで、定期的な分析・評価の内容を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

■原則1－4(いわゆる政策保有株式)
当社は、純投資目的以外の投資を行う際は、業務の提携、取引の維持・強化など事業活動における必要性の観点から総合的に判断し、取締役会の承認を得て行うことを基本方針としております。なお、主要な政策保有株式については、年に1回以上取締役会において、中長期的な経済合理性や将来見通しについて検証を行います。
また、同株式に係る議決権行使は、当該企業の経営状況を定量・定性の両面から検討のうえ、中長期的な観点で企業価値向上につながるものであるかどうかを判断し行います。

■原則1－7(関連当事者間の取引)
当社は、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会が、その必要性、内容の妥当性等を十分検証のうえ承認をした場合のみ実施することとしております。また、「関連当事者の開示に関する会計基準」及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」に基づき、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のある関連当事者を、年に1回調査・特定し、当該関連当事者との取引の有無や当該取引の重要性を確認のうえ、開示対象となる取引がある場合は開示を行っています。

■原則3－1(情報開示の充実)
(1)当社は、経営理念や経営戦略を、当社ホームページにて開示しています。また、半期ごとの決算説明資料や決算短信、IR活動等を通じて、事業戦略及び経営目標等について具体的な説明をしております。
(2)当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、当社ホームページ及びコーポレートガバナンスに関する報告書に開示しています。
(3)取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第60回定時株主総会において年額300百万円以内と決議されており、その範囲内で、経済環境、業界動向及び業績を勘案し、取締役会が報酬総額を決定したうえで、各取締役(監査等委員である取締役を除く)が担当する職務の質及び量に応じて、その報酬額を取締役会の授権を受けた代表取締役が決定しております。
監査等委員である取締役の報酬限度額は、同じく2015年6月26日開催の第60回定時株主総会において年額50百万円以内と決議されており、取締役と同様に、監査等委員である各取締役が担当する職務の質及び量に応じてその報酬額を監査等委員会にて決定しております。
なお、それぞれの報酬限度額の総額を変更する際には、株主総会にて決議いたします。
(4)取締役候補者選出にあたっては、社内規程に定める選定基準にのっとり、ビジネス・財務・会計・技術等に関する方針決定における幅広い知識や成熟した判断能力、当社の事業に関する理解・実務経験など、当社の取締役としての必要な能力を備えていると認められる人物であるかどうか、また、取締役会メンバーの持つ能力や経験の相互補完的バランス等も勘案し、決定しております。
社外取締役候補者選出にあたっては、前記の取締役としての適性要件に加えて、当社事業分野における高い見識や豊富な経験を有していること、また、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしていることなどを勘案し、決定しております。
(5)取締役候補者の選任理由につきましては、株主総会招集通知等を通じ、開示いたします。

■原則4－1(取締役会の役割・責務)補充原則1
当社の取締役会は、経営の意思決定機関として、法令及び定款に定められた事項並びに当社の重要事項等を決定しています。
また、経営会議としての会議体である役員会は、業務執行取締役、常勤監査等委員である取締役、執行役員及び主要な子会社の役員にて構成され、会社の業務執行全般について審議・協議・討議し、決裁権限表に基づいた決裁を行います。
なお、取締役をはじめ経営陣それぞれに委ねる範囲については、取締役会規程、組織規程、職務権限規程等において、取締役会、代表取締役、各業務執行取締役、及び各部門長の職務権限を明確化しております。
当社は、ガバナンス強化を図るべく、2015年6月26日開催の第60回定時株主総会の承認を受け監査等委員会設置会社へ移行いたしました。この機関設計変更と同時に、迅速な経営の意思決定推進の目的のため、取締役会を法令上の専決事項を決議するほか、経営の大所高所の議論を行う場と位置付け、定款及び取締役会規程を変更し、一定の事項については取締役会から代表取締役に委任できるようにしております。

■原則4－8(独立社外取締役の有効な活用)
当社は、2015年6月に監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員である取締役3名のうち独立社外取締役を2名選任しています。

■原則４－９（独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）
当社は、独立社外取締役候補者選定にあたっては、社内規程に定める選定基準に加えて、東京証券取引所の独立性の要件を満たし、取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を選定しております。

■原則４－11（取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件）補充原則1
当社は、グループでの価値最大化を目指し、多岐にわたる事業を展開しております。このため、取締役の選任にあたっては、会社業務等に精通し、機動性のある業務執行を実行している業務執行取締役と、高度な専門性を有し、幅広い視点による経営に対する助言と監督が期待できる監査等委員である取締役で取締役会を構成すべく、取締役会の多様性と適正規模についても検討したうえで決定しています。また、取締役のうち２名以上を独立社外取締役とすることとし、取締役候補者及び独立社外取締役候補者については、【原則３－１】及び【原則４－９】に記載の選定基準にのっとって選任しております。なお、取締役会メンバーは、各々の能力や経験の相互補完的バランスを考慮し、多様な知見と専門性を備えた構成としております。

■原則４－11（取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件）補充原則2
取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。
業務執行取締役１名及び監査等委員である社外取締役１名は、当社グループ外の兼任がありますが、上場企業の役員ではなく取締役の業務に専念できる体制になっております。

■原則４－14（取締役・監査役のトレーニング）補充原則2
当社は、取締役及び執行役員が、その役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供することを基本方針としております。
業務執行取締役及び執行役員の全員を対象とした役員研修会を年１回以上、業務執行取締役及び執行役員に加え、各部門の課長職以上を対象とした研修会を年3回以上開催するほか、監査等委員も含め、それぞれの立場に合った外部セミナー等にも積極的に参加する機会を設けております。

■原則５－１（株主との建設的な対話に関する方針）
当社は、株主や投資家との建設的な対話に向け、代表取締役をトップとして、IR担当役員である経営企画本部長及び経営企画部がIR活動を行っています。半期ごとのアナリスト・機関投資家向け決算説明会のほか、自社施設見学会の開催や、個人投資家及び株主との直接対話を目的としたIRイベントへの出展・地方における会社説明会などを継続的に実施しています。
なお、投資家からのIR取材やスモールミーティング等の依頼にも積極的に対応し、代表取締役及び経営企画本部長が説明を行っています。
こうした株主との対話に必要な情報は、IR担当部署である経営企画部を中心に、管理本部及び各事業本部、各関係会社との日常的な連携によって、適宜収集できる体制を整えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
有限会社小野木興産	2,820,489	15.65
株式会社大垣共立銀行	710,037	3.94
トーカイ共友会	708,638	3.93
株式会社十六銀行	705,264	3.91
岐阜信用金庫	672,000	3.73
株式会社三菱東京UFJ銀行	669,946	3.72
小野木　孝二	538,496	2.99
株式会社北陸銀行	525,745	2.92
トーカイ従業員持株会	435,708	2.42
三菱UFJリース株式会社	384,317	2.13

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
亀山　しげる	その他								△			
磯部　文雄	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
亀山　しげる	○	○	亀山しげる氏は、2006年3月まで岐阜県庁に勤めており、当社と岐阜県との間に取引があります。この取引は、各機関および各施設個々との入札制度による取引であり、取引の性質上、意思決定に対し影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	長年にわたる岐阜県職員および財団法人の理事長としての重要な職責の経験に基づき、特にコンプライアンス面において、中立公平な立場での判断が期待できること、また、当社の事業の中心である健康生活分野において、高い見識を有しておられることから、社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所が規定する一般株主と利益相反の生じるおそれがある事項に該当せず、高い独立性を有し、一般投資家保護の観点から期待される経営陣から独立した監視を遂行できるものと判断し、独立役員に指定しております。
				長年厚生労働省に務められた経験に基づき、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で経営の監視が期待できること、また、当社事業の中心である健康生活分野において、高

磯部　文雄	○	○	―	い見識を有しておられることから、社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所が規定する一般株主と利益相反の生じるおそれがある事項に該当せず、高い独立性を有し、一般投資家保護の観点から期待される経営陣から独立した監視を遂行できるものと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する専任のスタッフを1名配置しております。当該スタッフは、監査等委員の指揮命令の下に職務を遂行し、その人事や評価については監査等委員の意見に基づき決定されるものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、四半期に一度行われる決算に関する監査等委員会にて、会計監査人から監査レビューや決算の内容についての報告を受け、その相当性を評価しております。また、当社の内部監査室が行う内部監査の立会や報告を通じて、発見された問題点の共有や、監査後の講評では内部監査室とは違った角度から問題点を指摘するなど、その連携によって有効かつ効率的な監査体制を構築しています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績と株式価値との連動性を一層強めることにより、当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに、優秀な人材を確保し、一層の収益拡大と体質強化を図ることによって、株主との利益を共有し、中長期にわたる株主価値向上の経営意識を従来以上に高めるため、当制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度は2010年より導入し、その付与状況は以下のとおりです。
2010年　当社取締役8名、当社従業員8名、子会社の取締役及び従業員12名。
2011年　当社取締役6名、当社従業員9名、子会社の取締役及び従業員10名。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

基本報酬総額、ストックオプション総額、賞与総額、退職慰労金総額及び、それらの合計金額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬については、株主総会の決議により、それぞれ区分して報酬限度額を決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポートとして、取締役会の招集を通知する際に、取締役会の議案について事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社の取締役は10名で、毎月1回定時取締役会を開催しており、業績の進捗管理と併せて種々の経営上の問題点について議論を重ね対策を検討しております。なお、激しい経営環境の変化に対応するために取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年、監査等委員である取締役は2年とし、その責任の所在を明確にする体制になっております。執行役員は9名で構成され、取締役も参加する役員会は月に2回定期的に開催され、業務執行状況の報告と重要な施策に関する議論を行っております。
法務面につきましては、弁護士事務所と顧問契約を結び適宜適切なアドバイスを受けております。また、会計監査人である有限責任監査法人トーマツからは定期的に会計監査を受けており、その厳正なる会計監査はアカウンタビリティの向上に資するものと考えております。会計監査は有限責任監査法人トーマツ所属の鈴木晴久、河嶋聡史両氏が担当しておりますが、いずれも継続監査年数は7年以内であります。
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第60回定時株主総会において、年間300百万円以内と決議されており、その範囲内で、経済環境、業界動向及び業績を勘案し、取締役が担当する職務の質及び量に応じてその報酬額を取締役会にて決定しております。
監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第60回定時株主総会において年額50百万円以内と決議されておりますが、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と同様に、各監査等委員である取締役が担当する職務の質及び量に応じてその報酬額を監査等委員会にて決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「会社法の一部を改正する法律」が2015年5月1日に施行されたことをうけ、2015年6月に監査等委員会設置会社へと移行いたしました。当該移行は、議決権を有する監査等委員である取締役により、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることで、透明性及び機動性の高い経営を実現することを目的としており、当社のコーポレート・ガバナンスの体制は、株主を始めとする各種ステークホルダーの期待に沿うものと考えています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定発送通知期限より1週間早い、2015年6月4日に招集通知を発送しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、情報提供の方針を「ディスクロージャーポリシー」に定め、自社ホームページにて公表しています。 (URL)http://www.tokai-corp.com/finance/irpolicy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長及びIR担当部門の責任者による会社説明会を年数回開催しています。2015年3月期は合計2回開催しました。このほか、IR担当部門によるIRセミナーや、例年出展するIRイベントの場において、ミニプレゼン等を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに、年2回代表取締役社長による決算説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	自社ホームページ内に、投資家向けの専用ページを開設し、決算短信、有価証券報告書、電子公告、決算説明会資料及び適時開示資料を掲載しています。 (URL)http://www.tokai-corp.com/finance/	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員である経営企画本部長のもと、経営企画部の2名がIRを担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「トーカイ憲章」及び「行動規範」の中で、顧客満足を優先する経営や社会人としての倫理観、法令遵守など、ステークホルダーの立場を尊重する姿勢を明確に示しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動として、環境配慮型商品の開発や工場のCO_2排出削減に努めています。また、CSR活動として各種寄付活動や積極的な障害者雇用などを実施しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、情報提供の方針を「ディスクロージャーポリシー」に定め、当社ホームページにて公表しています。 (URL)http://www.tokai-corp.com/finance/irpolicy.html

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり制定しております。
（2006年5月1日制定、2015年6月26日改訂）

⑴ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループの取締役及び従業員は、法令遵守・企業倫理の徹底を目的に制定された「トーカイグループ　コンプライアンスマニュアル」に従う。
当社グループの取締役及び従業員は、コンプライアンス意識の向上に向けた研修、教育等を通じ、高い企業倫理を身につけるよう努めるほか、法令及び定款に適合するように整備された社内規程や組織に基づき職務執行を行う。
当社グループの取締役及び従業員の職務執行状況のモニタリングについては、独立した内部監査部門が監査等委員会等との連携を図り当社グループ全体の監査を実施する。
また、当社グループは、従業員が直接情報提供を行うための内部通報制度を整備し、適切な対応をとる。その際当社グループは、通報内容を守秘し通報者に対して不利益な扱いを行わない。

⑵ 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社グループの取締役の職務執行に係る情報は、法令及び文書取扱規程等に基づき、適切に管理する。

⑶ 当社及び当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
当社グループの取締役及び従業員は、リスク管理のために、リスク管理基本規程を整備し、経営を取り巻く各種リスクを抽出・分析し、重点管理項目を設定・検証する。これらのリスクの管理の対応にあたって、グループ横断のリスク管理と情報共有のための委員会を設置し、リスク発生の未然防止に努める。損失の危機が顕在化した際には、迅速に対応するための組織を設置し、被害の拡大を防止する。
また、当社は、監査等委員会及び内部監査部門において、定期的に内部監査を行い、損失の危機の発生を防止し、リスク管理体制をチェックする。

⑷ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループは、事業の内容に応じて、事業本部制、子会社制を導入し、各事業の状況に応じた的確で迅速な意思決定を促進する。
また、当社では執行役員制度を導入し、業務執行の迅速化及び責任体制の明確化を図るほか、取締役、執行役員及び重要な子会社の代表取締役で構成する役員会を、原則として月2回開催し、迅速な意思決定と業務の効率性を確保する。

⑸ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループ共通の経営理念として、「トーカイ憲章」を制定し、当社グループの健全な内部統制環境の醸成を図る。
当社グループは、関係会社管理規程を整備し、グループにおける報告管理体制を整備するとともに、重要な子会社の代表取締役と、子会社各社に配置される親会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は執行役員に対し、業務の適正を確保するうえで必要なコンプライアンス遵守とリスク管理体制についての権限と責任を与え、当社の監査等委員会及び内部監査部門がこれを補佐する。一定の役職者以上で構成されるグループ全体会議を定期的に開催し、報告・協議の体制を整備することで企業集団における業務の適正を確保する。

⑹ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営の重要な事項に関しては、社内規程に基づき、当社の事前承認又は当社への報告を求めるとともに、当社の事業管理関連部門等が子会社から事業計画等の報告を定期的に受け、業務の適正性を確認する。

⑺ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査等委員会から専属の補助者の要求があった場合は、補助者を配置する。

⑻ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の補助者は、監査等委員会の指揮命令に服し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び当該従業員の属する組織の上長の指揮命令系統から外れる。監査等委員会の補助者が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び当該従業員の上長からの指揮命令を受けないことを社内規程に明記するなど、当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の職務補助に係る指示の実効性の確保に努める。

⑼ 当社及び当社子会社の取締役（当社の取締役については、監査等委員である取締役を除く。）及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
当社グループの取締役（当社の取締役については、監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、当社監査等委員会が選定した監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実について発見した場合には、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行う。

⑽ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役（当社の取締役については、監査等委員である取締役を除く。）及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

⑾ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員が、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に関し、独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を当該監査等委員のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、必要な予算措置を講じるものとする。

⑿ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、取締役が第2号により保管する情報・文書等を、必要に応じ、閲覧できる。また、監査等委員は、必要に応じ、役員会及び事業部会議等の重要な会議に同席でき、意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
監査等委員会は、内部監査部門の責任者から、監査の実施状況及び業務遂行の報告を受けることができる。また、管理部門担当取締役及び会計監査人から、当社グループの状況について定期的に報告を受ける。

⒀ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保する体制の整備と運用に関する基本的な事項を規定した「財務報告に係る内部統制に関する基本方針（内部統制基本方針）」に基づき、内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの整備・運用を行う。また、当社グループは、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係遮断については、基本的な考え方を「トーカイグループ コンプライアンスマニュアル」に明記するとともに、自治体（都道府県）が制定した暴力団排除条例の遵守に努め、社会的責任及び企業防衛の観点から毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。事案の発生時には、警察や弁護士などの外部専門機関と綿密に連携をとり、反社会的勢力対応規程に基づき組織全体として速やかに対処する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、社会的責任及び企業防衛の観点から毅然とした態度で臨み、一切の関係を断絶することを基本方針としています。

2. 整備状況

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

統括責任部署は総務・安全管理部が担当し、各本部、支店及び営業所の責任者が不当要求防止責任者となっております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

当社は岐阜県企業防衛対策協議会に所属し、財団法人岐阜県暴力追放運動推進センターにも賛助会員として登録しており、この2団体の活動（暴力団等排除に関する意見交換、暴力追放県民大会等センター行事への参加、資料提供など）を通じて、意識徹底、情報収集に努めているほか、関係行政機関や弁護士にも協力をいただき、反社会的勢力からの業務妨害防止に備えております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社の全取引先について、2008年12月に「取引先チェックシート」に基づく調査を行い、その後は新規取引が発生するたびに同様の調査を行っております。また、反社会的勢力や当該フロント企業との関係が懸念される特定の業種については、一層綿密な調査を行っております。
また、反社会的勢力の動きに関しては、警察関係や担当弁護士から最新の情報を得るよう努めており、これらの各種情報は総務・安全管理部で一括管理しております。

(4) 対応マニュアルの整備状況

「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、全社に周知徹底を図っております。

(5) 研修活動の実施状況

新入社員研修、新任マネジャー研修、各事業本部研修の中で、「行動規範」等に基づき反社会的勢力への対応についての講習を実施しております。また、内部監査室による監査時にもコンプライアンス研修の一環として、テスト形式で反社会的勢力への対応について確認を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【模式図(参考資料)】

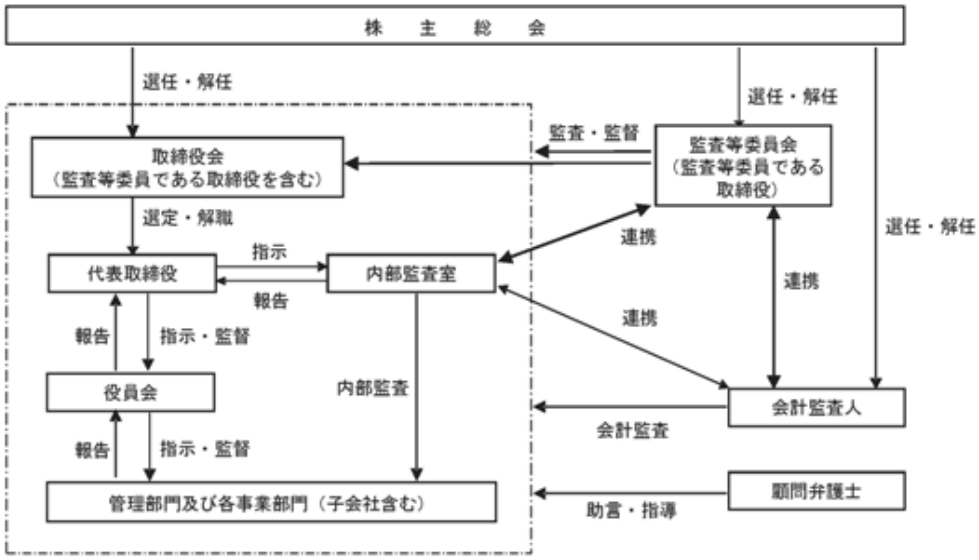

【適時開示体制の概要（模式図）】

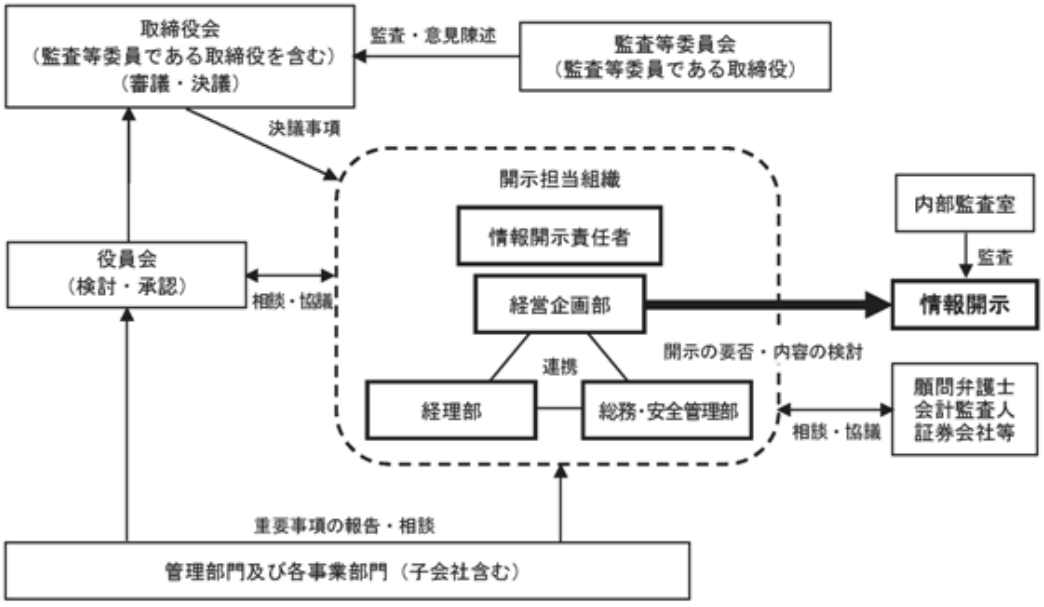

以上